

九日朝在長崎、外朝日遊廓東御松永作次郎
 副取締通、訊由徳云即、加へテ調傳、結果同日午在
 至、漸々
 一日用具、化粧に類、業を持トシ、之ヲ勵行スルコト
 不待過ハ平等トスルコト
 等ノ業仲、コト婚妓例ノ要求通、同満解、決之同見
 於、コリ全婚妓、從前通、移動、夫、コト、ナリ、ナリ、
 要求事項、一日用具、化粧に類、業を持トシ、之ヲ勵
 行スルコト
 不待過ハ平等トスルコト

(協調會労働課)